

○浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第二条第三十五号本文</u>に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第二条第三十三号本文</u>に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。</p>